

平成30年度  
津山市  
地域密着型サービス事業者  
集団指導資料

平成31年3月20日  
津山市役所 2階 大会議室

津山市 環境福祉部 高齢介護課

## 目 次

### 1．平成31年度介護報酬改定について

- (1) 平成31年度介護報酬改定について----- 3

### 2．地域密着型サービス運営上の留意事項について

- (1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について----- 9  
(2) 関係法令について----- 11  
(3) 業務管理体制の整備について----- 12  
(4) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について（津山市の場合）-- 15  
(5) 指定申請等の添付書類等の削減について----- 18  
(6) 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について----- 19  
(7) 老人福祉法第10条の4に係る措置について----- 21  
(8) 新天皇御即位に伴う長期連休中の臨時営業の取扱いについて----- 23  
(9) 保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて----- 25

### 3．実地指導における指導事項について

- (1) 平成30年度に実施した実地指導における指摘事項について----- 33

### 4．事故発生時の対応等

- (1) 平成30年度に起こった介護事業所での事故の内容や件数等----- 34  
(2) 事故報告書の提出範囲や再発防止策など----- 35

### 5．その他（お知らせ等）

- (1) 労働法規の遵守----- 42  
(2) 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈---- 45  
(3) 火災及び非常災害対策について----- 47  
(4) 防犯対策について----- 55  
(5) 感染症予防対策について----- 63  
(6) 身体拘束廃止の取り組みについて----- 74  
(7) 高齢者虐待防止について----- 80  
(8) 成年後見制度について----- 84  
(9) お知らせ----- 85

# 1. 平成31年度介護報酬改定について

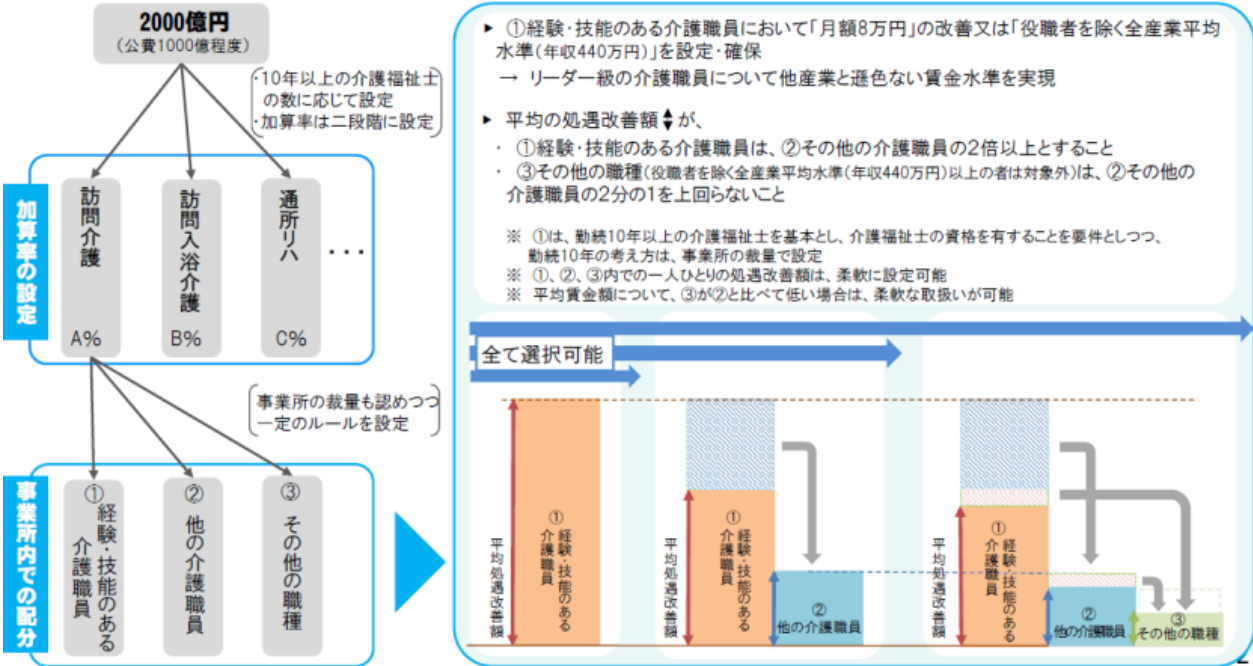
## (1) 平成31年度介護報酬改定について

社保審一介護給付費分科会	
第168回 (H31.2.13)	資料1

# 2019年度介護報酬改定について

**新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善** 国費210億円程度  
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）  
介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。  
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



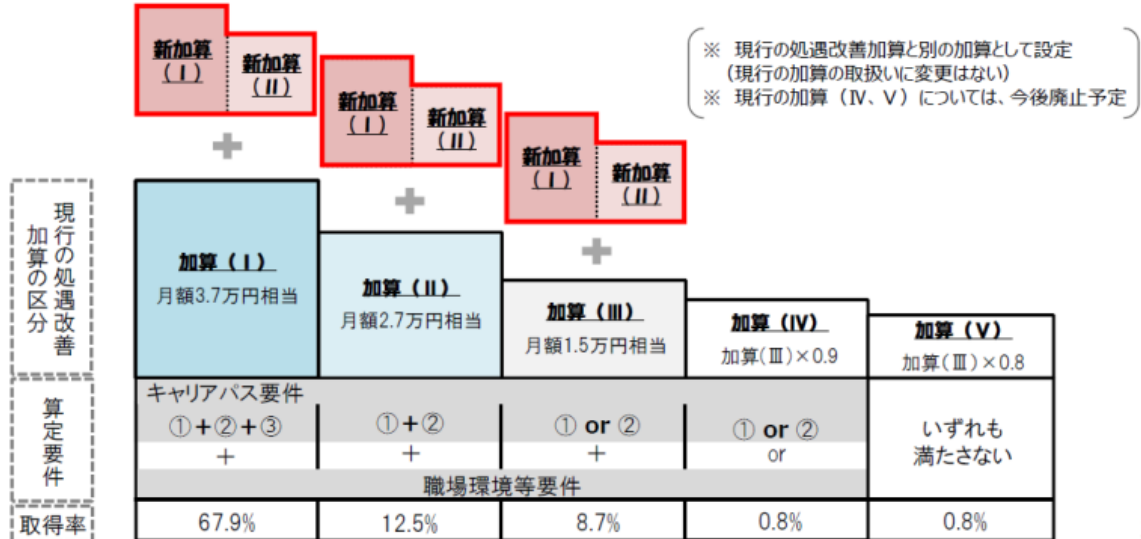
## 処遇改善加算全体のイメージ

### <新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### <サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）



3

## 介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

### 1. 加算算定対象サービス

\*1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

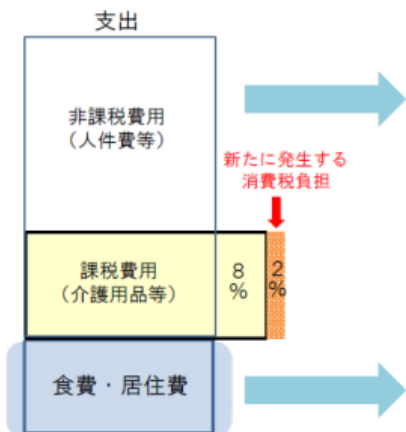
### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

4

## 消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

改定率 +0.39%  
※ 基準費用額の対応で、別途国費7億円程度



### ①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

### ②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

## 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

社保審一介護給付費分科会  
第166回(H30.12.12)資料2より

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護（介護予防を含む）	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護（介護予防を含む）	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護（介護予防を含む）	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護（介護予防を含む）※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与（介護予防を含む）	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全体	79.0	18.4	2.7	21.0

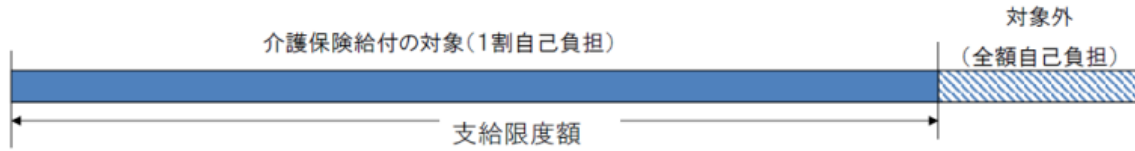
(注1)平成29年度介護事業経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

(注2)※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用(建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等)を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(注3)全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

## 区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。  
→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



- 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

## 施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

		【見直し後】 基準費用額 (月額)	【現行】 基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (1)		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査	
				(平成28年度収支)	(平成26年3月収支)	(平成20年3月収支)	(平成17年3月収支)	(平成16年9月収支)					
食費		42,317	41,952	合計	43,644	合計	41,183	合計	40,361	合計	40,270	合計	42,229
				調理員等	26,089	調理員等	23,807	調理員等	24,193	調理員等	23,952	調理員等	25,339
				材料費等	17,555	材料費等	17,376	材料費等	16,167	材料費等	16,319	材料費等	16,891
多床室	特養	25,992 (国庫補助金等相当額を 勘案)	25,536 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計	43,217								
				減価償却費	32,748								
	老健 療養	11,461	11,248 (~26年度 9,728)	光熱水費	10,469 (H28家計調査)	光熱水費	11,215 (H25家計調査)	光熱水費	10,101 (H19家計調査)	光熱水費	9,863 (H17家計調査)	光熱水費	9,490 (H15家計調査)
												9,484 (H16家計調査)	
居住費	従来型個室	35,598 (国庫補助金等相当額を 勘案)	34,960 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計	54,427	合計	54,097	合計	53,913	合計	61,787	合計	53,931
				減価償却費	36,524	減価償却費	31,022	減価償却費	34,955	減価償却費	43,871	減価償却費	37,688
				光熱水費	17,903	光熱水費	23,075	光熱水費	18,958	光熱水費	17,916	光熱水費	16,243
				合計	43,959	合計	47,660	合計	57,172	合計	57,343	合計	60,509
	老健	50,707	49,856	減価償却費	27,452	減価償却費	26,206	減価償却費	40,742	減価償却費	43,247	減価償却費	44,428
				光熱水費	16,507	光熱水費	21,454	光熱水費	16,430	光熱水費	14,096	光熱水費	16,081
				合計	38,620	合計	35,127	合計	60,449	合計	64,938	合計	63,936
	療養	50,707	49,856	減価償却費	27,711	減価償却費	23,767	減価償却費	47,655	減価償却費	52,251	減価償却費	50,827
				光熱水費	10,909	光熱水費	11,360	光熱水費	12,793	光熱水費	12,688	光熱水費	13,109
	ユニット型個室的多床室	50,707	49,856										
ユニット型個室	60,982	59,888	合計	63,848	合計	64,642	合計	67,036	合計	62,477	合計	67,794	
			減価償却費	45,693	減価償却費	39,988	減価償却費	49,546	減価償却費	43,839	減価償却費	49,071	
			光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	17,490	光熱水費	18,638	光熱水費	18,723	

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。  
注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。  
注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。  
注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。  
注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。  
注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。



## 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費（補足給付）として給付。

		基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額(日額(月額))			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,392円(4.2万円) 1,380円(4.2万円)	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)	
居住費	多床室	特養等 840円(2.6万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
		老健・療養、医療院等 370円(1.1万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
	従来型個室	特養等 1,150円(3.5万円)	320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)	
		老健・療養、医療院等 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	
	ユニット型個室的多床室		1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室		1,970円(6.0万円)	820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,310円(4.0万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

9

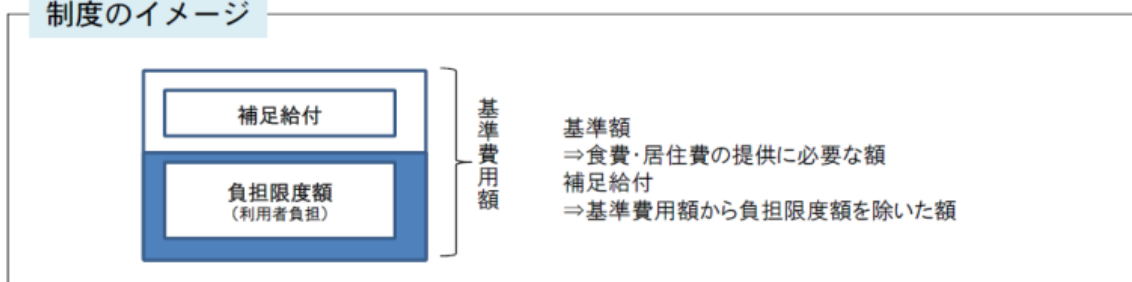
## 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み②

### 対象者

と負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者	
	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
	第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

### 制度のイメージ



事務連絡  
平成30年12月26日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局介護保険計画課  
老人保健課

#### 2019年度介護報酬改定について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、2019年度介護報酬改定に関する審議報告が別添のとおり取りまとまりましたので、情報提供いたします。今後、諮問・答申の後、2019年度介護報酬改定に係る通知等について、年度末を目処にお送りする予定です。

なお、2019年度介護報酬改定について、事務的に改定率換算しますと全体で2.13%となりますが、個別の改定率については、以下のとおりです（改定率については満年度、国費については来年10月施行のため、2019年10月から2020年3月までの必要額です。）。

- ・ 消費税率引上げにあわせた介護保険サービスに関する対応  
+0.39%（国費+50億程度）
- ・ 補足給付に係る基準費用額の引き上げ  
+0.06%（国費+7億円程度）
- ・ 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の処遇改善  
+1.67%（国費+210億円程度）

各都道府県においては、これらを御了知いただくとともに、管内保険者への周知に御配慮をお願いいたします。

（本件連絡先）

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線）3949・3948



# 1. 地域密着型サービス運営上の留意事項について

## (1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について

### 1 集団指導

原則として、毎年度1回、指定介護保険事業所を運営する事業者を一定の場所に集め、講習会方式により指導を行います。

#### 【指導内容】

指定事務の制度説明

改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進

介護報酬請求に係る過誤・不正防止

### 2 実地指導

地域密着型サービスを提供する事業所において、事業所が作成した書類等に基づき面談方式で行います。

#### 【指導内容】

地域密着型サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営に関する基準、介護報酬請求事務（必要に応じて過誤調整・返還を指導します）について指導します。

### 3 監査

監査は、入手した各種情報により人員、設備、運営に関する基準違反や不正請求が疑われる場合、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報は

通報・苦情などによる情報

国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

国民健康保険団体連合会からの通報

介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報

介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

などの幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行うこととします。

「監査」は原則として、無通告（当日に通知書持参）で立ち入り検査を実施するなど、より実行性の高い方法で実施します。

#### 4 報酬請求指導の実施方法

指導担当者が、加算体制の届出状況及び介護報酬(基本単位及び各種加算)の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱いなどが認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

#### 5 過誤調整の返還指導

実地指導等において、過誤調整が必要と認められる場合には、原則として次のとおり取扱います。

介護サービス提供の記録が全く存在しない場合には、サービス提供の拳証責任が果たせていないため返還を指導します。

基準条例及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。

厚生労働省・津山市が発出した各種通知類(解釈通知、留意事項通知、Q & A)の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

返還命令、過誤調整を行う場合、返還金と別に「加算金」を請求することもあります。

### (2) 関係法令について

#### 1 主な関係法令

介護保険法(平成9年法律第123号)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年厚生労働省令第34号)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年厚生労働省令第36号)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年告示第126号)

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成18年告示第128号)

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号)

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年老企第54号)



**(3) 業務管理体制の整備について**

1 業務管理体制の整備

業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとしておられるところ、指定又は許可を受けた事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要		
20～99	必要	必要	
100～	必要	必要	必要

\*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を含まない。

業務管理体制の整備に関する事項の届出事項

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

届出先

介護保険法の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が変更となります。

詳しくは、次ページをご確認ください。

介護サービス事業者の皆様へ

## 平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局 の区域	地方厚生局長	事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域 うち、1の指定都市の区域	都道府県知事	都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長	指定都市の長
		市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

## 2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

市町村への届出対象事業者（地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者）については、定期的に報告を徴し確認検査「一般検査」を実施します。

一般検査は、事業者の業務管理体制について検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けをすることが主な目的となります。

また、事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合には、業務管理体制の問題点の確認・検証、指定取消し処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために「特別検査」を実施することとなります。

## 3 事業者・法令遵守責任者の責務

### 事業者の責務

一般検査は定期的実施するよう予定していますが、業務管理体制整備は、事業者自らが、コンプライアンスを向上させることが本来の趣旨であり、検査を実施しない年においても、自ら法令等遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組みに努めてください。

### 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

### 業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所の取組状況を各事業所の従業者又は管理者からの聞き取り及び書面での報告などで把握する。
- ・各事業所等から選出された従業者又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に介護保険法その他の関連情報（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q & A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。



#### (4) 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定更新について(津山市の場合)

##### 1 指定更新手続きについて

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。津山市では指定更新に係る申請書の提出期限を、指定の有効期間の最終日の1月前までとしています。また、新規指定や変更の届出等と提出期限が異なりますので、確認の上、提出期限を厳守してください。

16・17ページの「地域密着型サービス更新申請早見表」を参考に、各事業者において、有効期間の管理を適切に行ってください。

**(本市では、文書による指定更新申請のお知らせを行っていません。)**

なお、指定更新に係る手続き方法及び提出書類等は、高齢介護課ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

手続き方法 <http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=7072>

必要書類一覧と様式 <http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=61>

##### 2 指定更新時の記載又は添付書類等の省略に係る手続きについて

指定更新時の提出資料のうち、既に届け出られた内容と比較し変更がない場合に限り「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る既に指定を受けている事業の指定年月日」、「現に受けている指定の有効期間満了年月日」、「当該申請に係る地域密着型(介護予防)サービス費の請求に関する事項」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます(介護保険法施行規則第131条の4第3項などによる。)

この手続きは、各記載事項や書類の提出に関して、既に届出済のものとは何ら変更が無い場合についてのみ適用されるものであり、変更事項があったにも係わらずこの手続きによる届出を行った場合には、指定取消し等の処分を受けることがあります。

この手続きによる届出を行おうとする者は、「届出を行う者の名称」、「省略を行おうとする記載事項又は提出書類名」等を記載した書類を、省略する記載事項又は提出書類等に代えて、指定更新申請の際に津山市長宛てに提出してください。

##### 3 複数市町村から指定を受けている際の指定有効期間

他市町村被保険者の受け入れを行っている場合、本市及び当該市町村からも指定を受けていますが、それぞれの指定年月日が異なっている場合があるため、指定の有効期限も異なっている場合があります。他市町村被保険者が継続してサービスを利用している場合は、本市同様に指定更新が必要となりますのでご注意ください。

地域密着型サービス更新申請早見表(津山市内所在分)

指定(更新)年月日	有効期間最終日	更新申請書提出期限	対象事業者名
平成25年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 平成26年 1月1日 2月1日	平成31年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成32年 1月31日	平成31年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	デイサービス晴れる家 GH津山、昼の家セカンドライフ 多機能型介護ホームコスモス デイサービス大智 ケアポート生き活き館津山 あかるい農村つやま
平成27年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成33年 2月29日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成33年 1月31日	平成32年 1月31日 2月29日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	デイサービスセンターのどか(認) 日向の家、津山市社会福祉協議会阿波デイサービスセンター GHほほえみ 特定施設のどか、小規模ホームのどか GHうぐいす、デイサービスハーツ GHのどか(神戸)
平成28年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月13日 10月1日 10月27日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成34年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 9月12日 9月30日 10月26日 10月31日 11月30日 12月31日 平成34年 1月31日	平成33年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 8月12日 8月31日 9月26日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	生き活き館津山DSセンター、サンホームおおだ、DSJーちゃん・ばーちゃんのお家 アーバンライフ二階町、ナイスデイ二階町、さくらデイサービスコスモス JAINEデイサービスセンター GH総社 おおうみクリニックデイサービスセンターひだまり GH淳厚苑 GH敬愛
平成29年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成35年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成35年 1月31日	平成34年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月26日 10月31日 11月30日 12月31日	GH日だまりハウス GH生き活き館津山、DSセンター紫竹川荘、DSセンターよりあい おばら健康クラブ GHJーちゃん・ばーちゃんのお家、GHねむの樹 GHのどか(下高倉西) デイサービスセンターゆとり
平成30年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日	平成36年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日	平成35年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日	GH久米、デイサービスのどか GH日だまりハウス別館 デイサービスみかん GH国府の里、GH作楽 デイサービス燕子花
平成31年 2月1日 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成37年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成37年 1月31日	平成36年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	GH杉宮、有限会社いちばん館ゆうゆうデイサービス 容厚苑、サンキ・ウエルビー小規模多機能センター大崎 デイサービス雅 整骨院ふじわらデイサービスセンター GHみすず・GH愛

津山市以外の保険者からの指定を受けている場合の更新期限、手続き等は、各保険者へ個別に確認を行うこと。

地域密着型サービス更新申請早見表(津山市外所在分)

指定(更新)年月日	有効期間最終日	更新申請書提出期限	対象事業者名
平成25年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 平成26年 1月1日 2月1日	平成31年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成32年 1月31日	平成31年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	
平成27年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成33年 2月29日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 1月31日	平成32年 1月31日 2月29日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	デイサービスセンターやなはら 特別養護老人ホームなぎみ苑(ユニット)
平成28年 3月1日 4月1日 4月24日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成34年 2月28日 3月31日 4月23日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 1月31日	平成33年 1月31日 2月28日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	グループホームうえつき デイサービスセンターうかい
平成29年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成35年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 1月31日	平成34年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 8月31日 9月26日 10月31日 11月30日 12月31日	デイサービスいざなぎクラブ  デイサービスみさき
平成30年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成36年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 1月31日	平成35年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	
平成31年 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 2月1日	平成37年 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 1月31日	平成36年 1月31日 2月28日 3月31日 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日	しえんデイサービスセンター

津山市以外の保険者からの指定を受けている場合の更新期限、手続き等は、各保険者へ個別に確認を行うこと。  
現在も本市被保険者の利用がある事業所について掲載しています。

**(5) 指定申請等の添付書類等の削減について**

平成30年6月29日厚生労働省令第80号及び平成30年9月28日厚生労働省令第119号により、介護保険法施行規則等の一部が改正され、事業所等の指定(更新)申請、変更届の添付書類が削減されました。

この改正に伴い、本市における指定(更新)申請書に係る添付書類や変更届に係る届出事項についても、提出不要となる書類があります。

つきましては、申請等を行う場合は下記を確認の上で必要書類を提出してください。

また、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算の届出書)」について、新規指定申請の際「介護給付費算定に係る体制等状況表」上の加算を算定しない場合や更新申請時において、提出は不要とします。

< 新規指定申請、更新申請又は変更届に係る提出不要書類一覧表 >

平成30年10月1日以降 提出が不要となる添付書類	対象サービス
(1)申請者又は開設者の定款、寄付行為等	全てのサービス
(2)事業所の管理者の経歴 (管理者経歴書) 1	地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 介護予防支援 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業
(3)当該申請に係る事業に係る資産の状況(損害賠償への対応が可能であることがわかる書類を除く)	全てのサービス
(4)各介護サービスの請求に関する事項(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表) 2	全てのサービス
(5)役員の氏名、生年月日及び住所(役員等名簿) 3	全てのサービス

1 管理者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。

2 新規指定申請時、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に記載のある加算を算定する場合や、加算の算定を変更する場合は、従前通り届出が必要となります。

3 代表者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。

上記の指定(更新)申請での添付書類の削減項目に該当する変更の届出も不要となります。

## (6) 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について

### 1 (介護予防)地域密着型サービス費の支給について

地域密着型サービス費は利用者の保険者市町村から指定を受けた地域密着型サービス事業所を利用した際に給付されるため、利用者の保険者市町村の指定を受けていない地域密着型サービス事業所を利用した場合は給付されません(利用できない)。よって、利用者の保険者市町村が指定をしていない地域密着型サービス事業所を利用する場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。しかし、指定を受ける際は当該施設所在市町村長の承認が必要となります。その手続きは、市町村間の協議によって行われます。

#### (例) A町の被保険者が津山市のグループホームBを利用する時

グループホームBは津山市の指定しか受けていないため、A町の被保険者が利用しても給付を受けることができない。

### 2 市町村間協議について

上記のように施設所在市町村以外の市町村の被保険者が介護給付を受け、当該地域密着型サービス事業所を利用する場合は、市町村間の協議が必要となりますが、その協議をかけるには相応の理由が必要となります。

#### 【協議をかける理由(例示)】

利用すべき地域密着型サービスが居住する地域には存在しない。

利用すべき地域密着型サービスが定員に達しているため利用することができない。

(グループホームの入所が適当であるが、津山市のグループホームは満床である。)など協議をかける上では、当該利用者が真にそのサービス種別の利用が合理的であるかどうかが重要となります。協議をかける前に、「当該サービスの利用が適切か」や「他の広域型サービスの利用で対応できないか」等をよく検討してください。

### 3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所利用に係るなぐれ及び留意点について

他市町村に所在する地域密着型サービスを利用する場合の全体的ななぐれは次のとおりです。なお、施設所在市町村以外の指定を受けた後、その指定を受けた市町村の別の被保険者が利用したい場合は、都度協議が必要となりますのでご注意ください。

A 町の被保険者 d さんが津山市の地域密着型サービス事業所 C を利用する場合  
の手続き

事業所 C (又は利用者又はその家族) が A 町に指定を受けたい (又は事業所 C  
を利用したい) 旨の申出を理由を付して行う。(相応の理由でないと判断された  
場合はこの時点で協議終了 (事業所 C の利用不可) となる。)

A 町が津山市に対し事業所 C の指定をすることの同意を求める。

津山市が事業所 C に対し、「他市町村の被保険者を受け入れることにより、事  
業所 C を利用したい津山市の被保険者に影響が出ることがないか。」を確認す  
る。

津山市が同意した旨を A 町に通知。(同意しない場合は協議終了 (事業所 C の  
利用不可) となる。)

事業所 C は A 町に対し指定申請を行う。

A 町が事業所 C を指定し、d さんの利用が可能となる。

なお、事業所 C が A 町の指定を受けた後、d さんとは別の A 町の e さんが事  
業所 C を利用したいという希望があった場合、上記の から と同様の手続き  
を経る必要があるのでご注意ください。



## (7) 老人福祉法第10条の4に係る措置について

### 1 福祉の措置について

市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、居宅における介護等（老人福祉法第10条の4）及び老人ホームへの入所等（老人福祉法第11条）の措置を採ります。

### 2 老人福祉法第10条の4に係る措置の概要について

#### 1) 措置すべき対象者（居宅における介護等の場合）

次の、を全て満たした上で、又は どちらかを満たす者

（及び については、事業ごとに対象者の条件が異なるので注意。）

65歳以上の者

身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者

やむを得ない事由により介護保険法に規定する各種介護保険サービスを利用することが著しく困難であると認める者

認知症であるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）を利用することが著しく困難であると認める者

#### 2) 事業の利用に係る利用料の支払い等

市町村が採る福祉の措置は、通常の介護保険施設の事業者と利用者の契約とは違い、津山市から事業者への委託になります。よって、受託した事業者に支払う利用料についても津山市から事業者へ支払い、利用者は所得に応じて津山市に負担金として支払います。

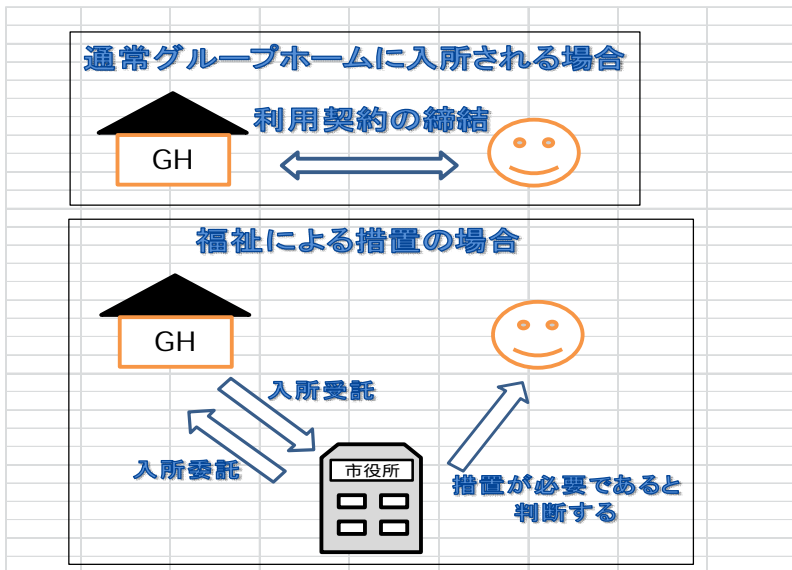
#### 3) 各種事業の受託について

市町村からの委託を受けるには、岡山県が定める「老人居宅生活支援事業開始届」を所管の県民局に提出する必要があります。また、当該届出を提出するにあたり、定款等の変更や重要事項説明書等の作成が必要となる場合がありますのでご注意ください。

なお、既に当該開始届を提出している事業所もありますが、その場合は再度提出する必要はありません。

#### 4) 現在の状況について

現在本市で採っている措置は老人福祉法第11条に定める養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置を除くと、認知症対応型老人共同生活援助事業（＝グループホーム）への措置及び老人短期入所生活事業への措置です。



〔老人居宅生活支援事業開始届様式〕

様式第1号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

経営者  
住所 (所在地)  
氏名 名称及び  
代表者名

㊞

老人居宅生活支援事業開始届

老人居宅生活支援事業を開始するので、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条の規定により届け出ます。

開始しようとする事業	種 類	
	提供する便宜等の内容	
経営者	氏名(法人にあつては、名称) 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	条例、定款その他の約款	(別 添)
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
	合 計	人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	(別 添)	
事業を行おうとする区域		
デイサービス、短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設	名 称 種 類 所 在 地 入所定員 (入居定員)	
事業開始の予定年月日		年 月 日

(添付書類) 収支予算書及び事業計画書

備考 この届出は、老人居宅生活支援事業の種類(老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設)ごとに行うこと。

(8) 新天皇御即位に伴う長期連休中の臨時営業の取扱いについて

来年5月1日に予定されている新天皇の御即位に伴い、来年に限り5月1日及び10月22日を祝日とする特例法( )に基づき、両日は祝日法による「国民の祝日」として適用されることから、5月1日の祝日に伴ってその前後の平日については、祝日法の規定による休日となるため、事業所等が定めている運営規程の営業日の規定によっては、土曜日及び日曜日を含め10連休(4/27(土)～5/6(月))となる可能性があります。

( ) 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律  
つきましては、長期連休に関する留意事項についてお知らせ致します。

記

1 運営規程上の営業日以外のサービス提供についてのQ & A

< 質問 1 >

運営規程で月～土曜日に営業すると定めている通所介護事業所が、日曜日に納涼祭等の季節のイベントを行う場合、サービス提供時間を通じて基準上の必要人員をそろえていれば、営業日以外の日の通所介護サービスについても通常の介護報酬が算定できると考えるが、ご教示願います。

< 回答 1 >

貴見のとおり。【出典：W A M - N E T 「厚生労働省 Q&A」】

< 質問 2 >

当事業所の運営規程では祝日及び休日を休みとしているが、新天皇即位に伴う来年の4月27日から5月6日までの長期連休に限り、祝日又は休日も営業し、サービス提供をしたいと考えているが、運営規程の変更が必要か。

< 回答 2 >

臨時的・限定的に運営規程に定めた営業日以外の日にサービス提供を行う場合には、人員基準及び報酬等算定要件を満たす必要な人員を確保した上で、サービス提供を行い、介護報酬等の算定は可能です。

なお、当該取扱いが、このたびの新天皇即位に伴う長期連休に限らず恒常的又は定期的なものとなる場合は、当該営業日について、運営規程を変更する必要があります。

【運営規程記載例】

ただし、長期間( 日以上)の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、祝日又は休日を営業日とすることがある。

<質問3>

10日間の長期連休に際して、利用者を受け入れている事業所やケアマネジャーとして留意すべき事項はあるか。

<回答3>

利用者を受け入れている居宅サービス等事業所は、長期連休を取るにより居宅サービス計画上のサービスが提供できなくなる場合には、担当ケアマネジャーを通じて、居宅サービス計画の変更又は他の居宅サービス等事業所への振替等の措置を取る必要があります。

調整の要請を受けたケアマネジャーは、他の事業所の営業日や営業日以外の受入の可否等を確認した上で、利用中のサービス以外の利用も含めて調整を行う必要があります。

居宅サービス等事業所の通常の営業日以外にサービスの提供が必要となる事例においては、居宅サービス計画を変更する必要がある場合、居宅介護支援事業所が、利用者等及び各サービス事業者と十分に連携を図り、利用者への適切なサービス提供の確保を図る必要があることに留意する必要があります。

## 2 その他留意点

### (1) 従業者等の労務管理等

長期連休によって祝日・休日となることから、長期連休中に営業する際には、従業者等の労務管理等を適切に行ってください。

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中  
← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

計14枚（本紙を除く）

Vol.678

平成30年9月28日

厚生労働省老健局  
総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただけますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3979）  
FAX：03-3503-7894

老推発 0928 第1号  
老高発 0928 第1号  
老振発 0928 第1号  
老老発 0928 第1号  
平成30年9月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
（公 印 省 略）  
高齢者支援課長  
（公 印 省 略）  
振興課長  
（公 印 省 略）  
老人保健課長  
（公 印 省 略）

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が抱える多様なニーズに対応したサービスを充実させることが必要である。そのためには、介護保険制度に基づくサービス（以下「介護保険サービス」という。）の充実に加え、介護保険給付の対象とはならないものの、高齢者のニーズに対応するサービス（以下「保険外サービス」という。）の充実を図ることも重要である。

介護保険制度では、高齢者が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるよう、一定の条件の下で、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせ提供することを認めているが、その具体的な運用については、地方自治体間で差異が見られ、そのことが事業者が両サービスを柔軟に組み合わせ提供する際の障壁になっているとの指摘がある。そのため、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定。以下「規制改革実施計画」という。）において、「訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの変更等」等について、平成29年度に検討・結論、平成30年度上期中に、一貫性や明確性を

持たせた通知を发出し、周知を図ることとされた。  
これを受けて、平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業」において、介護保険サービスと保

## （9）保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

福山市 平成31年3月20日  
健康福祉サービス課 健康増進課 総務課

険外サービスの柔軟な組合せの実現を図る観点から、訪問介護における、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせることに関する現行ルールの整理や、通所介護における、サービス提供中の利用者に対し保険外サービスを提供する際のルールの在り方への検討・整理等を行った。

これを踏まえ、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いを下記のとおり示すので、管内市町村等へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、介護保険サービスと保険外サービスを同時に一体的に提供することや、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスをj受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについては、単に生活支援の利便性の観点から、自立支援・重度化防止という介護保険の目的にそぐわないサービスの提供を助長するおそれがあることや、家族への生活支援サービスを目的として介護保険を利用しようとするなど、利用者本人のニーズにかかわらず家族の意向によってサービス提供が左右されるおそれがあること、指名料・時間指定料を支払える利用者へのサービス提供が優先され、社会保険制度として求められる公平性を確保できなくなること等が指摘されており、認めていない。厚生労働省においては、規制改革実施計画に基づき、引き続き上記の課題の整理等を行うこととしている。

本通知の内容については、国土交通省自動車局並びに厚生労働省医政局、保険局及び健康局と協議済みであることを申し添える。

なお、通所介護事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供については、国土交通省自動車局旅客課より「通所介護に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」(平成30年9月28日付事務連絡)(別添)が発出されているので、併せて参照されたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

## 記

### 第一 共通事項

保険外サービスについては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号。以下「基準解釈通知」という。)等において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いを示しており、例えば訪問介護については以下のとおりである。

「介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービ

スについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。  
イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  
ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。」

本通知は、事業者が介護保険サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせる提供できるように、介護保険サービスと保険外サービスの組み合わせとして想定される事例ごとに、上記の基準に基づく具体的な取扱いを示すものである。

### 第二 訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供する場合について

#### 1. これまでの取扱い

訪問介護については、前述の基準解釈通知に加え、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振発第76号)において、「保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者の間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である」旨を示しているところである。

#### 2. 訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供する場合の例

訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供する場合としては、訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供する場合と、訪問介護の提供中に、一旦、訪問介護の提供を中断した上で保険外サービスを提供し、その後訪問介護を提供する場合がある。例えば以下のようサービス提供が可能である。

- ① 訪問介護の対象とはならないサービスを利用者本人に提供
  - ・ 訪問介護の提供の前夜や提供時間の合間に、草むしり、ペットの世話のサービスを提供すること
  - ・ 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、利用者が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行すること
  - ・ 訪問介護の通院等乗降介助として受診等の手続を提供した後に、引き続き、介護報酬の算定対象とならない院内介助を提供すること
- ※ 介護報酬の算定対象となる、訪問介護における院内介助の範囲については、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日付事務連絡)を参照すること
- ② 同居家族に対するサービスの提供
  - ・ 訪問介護の提供の前夜や提供時間の合間に、同居家族の部屋の掃除、同居家族のための買い物のサービスの提供を提供すること



※ 利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理するといった、訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することは認めない。

3. 訪問介護と保険外サービスを組み合わせる場合の取扱い  
 訪問介護と保険外サービスを組み合わせる場合には、1. で示したとおり、保険外サービスを訪問介護と明確に区分することが必要であり、その具体的取扱いとして、事業者は以下の事項を遵守すること。
  - ① 保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定めること
  - ② 契約の締結に当たり、利用者に対し、上記①の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること。なお、保険外サービスの提供時間は、訪問介護の提供時間には含まないこと
  - ③ 契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること
  - ④ 利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、保険外サービスの提供時に、利用者の状況に応じ、別サービスであることを理解しやすくするための配慮を行うこと。例えば、訪問介護と保険外サービスを切り替えるタイミングを丁寧に説明する等、利用者が別サービスであることを認識できるように工夫を行うこと
  - ⑤ 訪問介護の利用料とは別に費用請求すること。また、訪問介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること

また、利用者保護の観点から、提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講ずること。なお、指定訪問介護事業者は、訪問介護を提供する事業者の責務として、訪問介護に係る苦情に対応するための措置を既に講じていることから、当該措置を保険外サービスに活用することが考えられる。

なお、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護をベットの世話など、2. ①②に記載されているような保険外サービスと組み合わせる提供する場合も同様の取扱いである。

4. サービス提供責任者について

サービス提供責任者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第4項に規定されており、専ら指定訪問介護に従事することが求められているが、業務に支障がない範囲で保険外サービスにも従事することは可能である。

第三 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合について

1. これまでの取扱い

通所介護については、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第10条に規定するとおり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅介護者に必要な日常生活上の世話並びに機能訓練を行うサービスであり、様々なサービスが介護保険サービスとして提供可能である。このため、通所介護事業所内において利用者に対して提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することは、基本的には困難である。ただし、理美容サービスについては、通所介護と明確に区分可能であることから、「通所サービス利用時の理美容サービスの利用について」（平成14年5月14日付事務連絡）において、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能である旨を示しているところである。また、併設医療機関の受診については、「介護報酬に係るQ&Aについて」（平成15年5月30日付事務連絡）において、通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合に限り認められることとしている。なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間や緊急時の併設医療機関の受診に要した時間は含まないこととしている。

2. 通所介護と組み合わせる提供することが可能なサービス

1. で示したとおり、通所介護事業所内において利用者に対して提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することが基本的には困難であることから、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に費用を徴収することは、基本的には適当でなく、仮に特別な器具や外部事業者等を活用する場合であっても、あくまで通所介護として実施し、必要に応じて実費等を追加徴収することが適当である。

ただし、以下の①～④の保険外サービスについては、通所介護と明確に区分することが可能であり、事業者が3. の事項を遵守している場合には、通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その

後引き続き通所介護を提供することが可能である。

- ① 事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血（以下「巡回健診等」という。）を行うこと
  - ② 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
- ※ 機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するものである。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能である。
- ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
  - ④ 買い物等代行サービス

3. 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合の取扱い

(1) 共通事項

- ① 通所介護と保険外サービスを明確に区分する方法
  - ・ 保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定めること
  - ・ 利用者に対して上記の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること
  - ・ 契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること
  - ・ 通所介護の利用料とは別に費用請求すること。また、通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること
  - ・ 通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと
- ② 利用者保護の観点からの留意事項
  - ・ 通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、利用者の安全を確保する観点から、当該提供主体との間で、事故発生時における対応方法を明確にすること
  - ・ 提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、

苦情を受け付けける窓口の設置等必要な措置を講じること。なお、指定通所介護事業者は、通所介護を提供する事業者の責務として、通所介護に係る苦情に対応するための措置を既に講じていることから、当該措置を保険外サービスに活用することが考えられる。

- ・ 通所介護事業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者から金品その他の財産上の収益を収受してはならないこと

(2) 事業所内において、巡回健診等の保険外サービスを行う場合

医療法（昭和23年法律第205号）等の関係法規を遵守すること。

なお、通所介護事業所内において巡回健診等を行う場合は「医療機関外の場合で行う健康診断の取扱いについて」（平成27年3月31日医政発0331第11号）を遵守すること。

また、鍼灸や柔道整復等の施術を行うことはできず、無資格者によるマッサージの提供は禁止されている。

(3) 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行う場合

通所介護事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合には、当該保険外サービスの提供に要した時間を当該職員が通所介護に従事する時間には含めないこととした上で、通所介護事業所の人員配置基準を満たすこと。

道路運送法（昭和26年法律第183号）や医療法等の関係法規を遵守すること。例えば、

- ・ 医療機関への受診同行については、健康保険法（大正11年法律第70号）及び保険医療機関及び保険医療兼担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の趣旨を踏まえ、あくまでも利用者個人の希望により、個別に行うものであり、利用者個人のニーズにかかわらず、複数の利用者を一律にまとめて同行支援をするようなサービスを提供することは、適当ではない。
- ・ 通所介護事業所の保有する車両を利用して行う送迎については、通所介護の一環として行う、機能訓練等として提供するサービスではなく、利用者個人の希望により有償で提供するサービスに付随して送迎を行う場合には、道路運送法に基づく許可・登録が必要である。

(4) 物販・移動販売やレンタルサービスを行う場合



利用者にとって不要なサービスが提供されることを防ぐ観点から、利用者の日常生活に必要な日用品や食料品・食材ではなく、例えば高額な商品を販売しようとする場合には、あらかじめその旨を利用者の家族や介護支援専門員に対して連絡すること。認知機能が低下している利用者に対しては、高額な商品等の販売は行わないこと。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法規を遵守すること。

なお、2.及び3.（1）から（4）までの取扱いは（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護についても同様である。

第四 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合について

1. 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合の取扱い  
指定居宅サービス等基準第95条第3項において、通所介護事業所の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対し支障がない場合は、この限りでないとしている。また、通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合においても、第三の場合と同様、通所介護と保険外サービスを明確に区分する必要がある。

さらに、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供することについては、利用者保護やサービスの質を担保する観点から、指定居宅サービス等基準第95条第4号及び「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（平成27年4月30日老振発0430第1号・老老発0430第1号・老推発0430第1号）において、その基準を定めている。

※ 上記においては、例えば以下のような内容を定めている。

- ・ 通所介護事業者は、宿泊サービスの内容を当該宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出ること
- ・ 通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は介護サービス情報公表制度を活用し当該宿泊サービスの内容を公表すること
- ・ 宿泊サービスの提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保すること

- ・ 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43㎡以上とすること
- ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと等

上記に加え、通所介護を提供していない休日や夜間等に、通所介護以外の目的で通所介護事業所の人員・設備を活用する場合は、通所介護と保険外サービスを明確に区分する観点から、保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）を記録すること。

なお、この取扱いは（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護についても同様である。

2. 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合の例

通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供する場合として、例えば以下のようサービスを提供が可能である。

- ① 通所介護事業所の設備を、通所介護サービスを提供していない時間帯に、地域交流会や住民向け説明会等に活用すること。
- ② 通所介護事業所の人員・設備を、通所介護サービスを提供していない夜間及び深夜に、宿泊サービスに活用すること。

第五 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の双方に対してサービスを提供する場合について

1. これまでの取扱い

指定居宅サービス等基準第95条第3項において、通所介護事業所の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対し支障がない場合は、この限りでないとしている。また、第三及び第四の場合と同様、通所介護と保険外サービスを明確に区分する必要がある。

2. 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の双方に対してサービスを提供する場合の例

通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の双方に対してサービスを提供する場合として、例えば以下のようなサービスの提供が可能である。

- ① 両サービスの利用者が混在する場合  
通所介護事業所において、通所介護の利用者とそれ以外の地域住民が混在している状況下で、体操教室等を実施すること